

国際観光旅客税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(国内事業者の納税地の異動届出書の記載事項)

第二条 法第十二条に規定する届出に係る書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 届出者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、住所又は居所及び氏名又は名称）

二 四 省 略

(計算書の記載事項)

第三条 法第十六条第二項又は第十七条第二項に規定する財務省令で定める事項は、法第十六条第一項又は第十七条第一項の規定により徴収して納付すべき国際観光旅客税に係る次に掲げる事項とする。

- 一 提出者の住所又は居所、氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は法第十七条第二項の規定により同項に規定する計算書を税関長に提出する者にあつては、住所又は居所、氏名又は名称及び納税地）

二 五 省 略

(税務署長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出)

第四条 法第十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を同項に規定する税務署長に提出しなければならない。

- 一 届出者の住所又は居所、氏名又は名称、国内事業者となるときにおける納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、住所又は居所、氏名又は名称及び当該納税地）

二 四 省 略

改 正 前

(国内事業者の納税地の異動届出書の記載事項)

第二条 同上

- 一 届出者の住所又は居所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は居所及び氏名又は名称）

二 四 同 上

(計算書の記載事項)

第三条 同上

- 一 提出者の住所又は居所、氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号若しくは法人番号を有しない者又は法第十七条第二項の規定により同項に規定する計算書を税関長に提出する者にあつては、住所又は居所、氏名又は名称及び納税地）

二 五 同 上

(税務署長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出)

第四条 同上

- 一 届出者の住所又は居所、氏名又は名称、国内事業者となるときにおける納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は居所、氏名又は名称及び当該納税地）

二 四 同 上

2 法第十九条第二項の規定による届出をしようとする国内事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を同項に規定する税務署長に提出しなければならない。

一 届出者の住所又は居所、氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、住所又は居所、氏名又は名称及び納税地）

二 四 省 略

3 省 略

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

2 同 上

一 届出者の住所又は居所、氏名又は名称、納税地及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は居所、氏名又は名称及び納税地）

二 四 同 上

3 同 上